

## 資本的関係又は人的関係に関する申告書

●●●●年●●月●●日

案件名称： \_\_\_\_\_  
 (調達管理番号△△a△△△△△)

住所  
 商号又は名称  
 代表者役職・氏名

本案件における競争参加資格に掲げる資本的関係又は人的関係のある者について、別紙記入上の注意事項に留意の上、次のとおり申告します。

## 1 該当項目 a) に掲げる資本的関係のある他の競争参加資格者

①-1 親会社の関係にある他の競争参加資格者は、次のとおりです。

商号又は名称	所在地	代表者氏名

①-2 子会社の関係にある他の競争参加資格者は、次のとおりです。

商号又は名称	所在地	代表者氏名

② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある他の競争参加資格者は、次のとおりです。

商号又は名称	所在地	代表者氏名

## 2 該当項目 b) に掲げる人的関係のある他の競争参加資格者

役員等を兼任している他の競争参加資格者は、次のとおりです。

当社の役員等		兼任先及び兼任先での役職		
役職	氏名	商号又は名称	所在市町村名	役職

(備考)

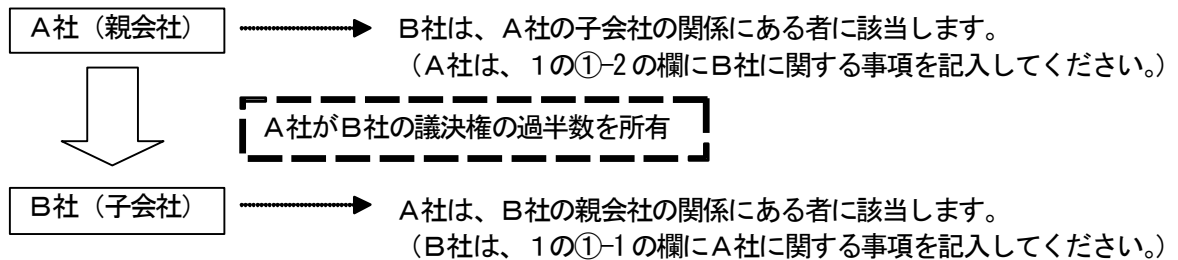
- 参加者が共同企業体の場合は、構成員ごとに作成してください。
- 記入欄が不足する場合は、適宜記入欄を追加してご記入ください。
- 該当のない事項については、その欄に「該当なし」とご記入ください。空欄の場合は「該当なし」として取扱います。
- この申告書に記載された事項が事実と相違することが明らかとなった場合には、独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成20年規程(調)第42号）に基づき契約競争参加資格停止の措置を行う場合があります。

(別紙)

記入上の注意事項

I 1の①及び②に規定する「親会社」又は「子会社」の関係にある者とは、次のような場合をいいます。

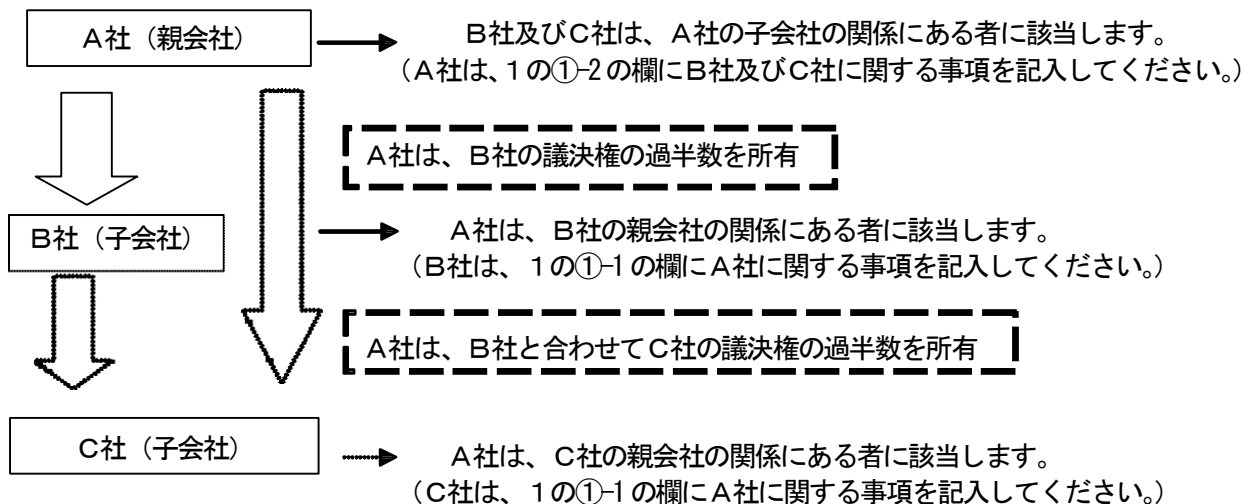
- (1) 一方の会社A<sup>※1、※2</sup>が他方の会社Bの議決権総数の過半数を所有している関係  
(A社とB社は、同一の競争に参加できません。)



※1 Aが個人事業者である場合は、その個人事業主を含みます。

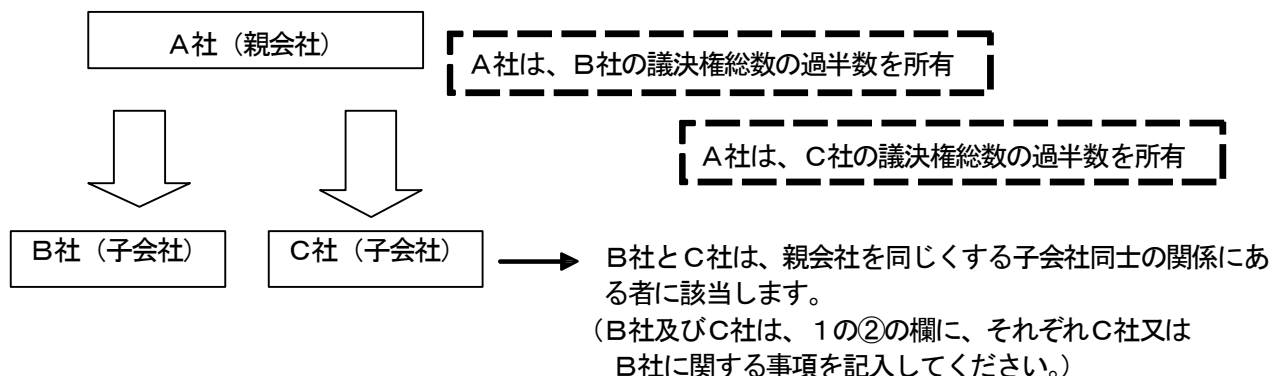
※2 A社の役員がB社の議決権総数の過半数(複数の役員で所有している場合には、その合計が過半数となる場合を含みます。)を所有している場合を含みます。

- (2) 一方の会社Aが、(1)の子会社の関係にあるB社が所有する議決権の総数と合わせて、他方の会社Cの議決権の総数の過半数を所有している関係 (A社、B社及びC社は、同一の競争に参加できません。)

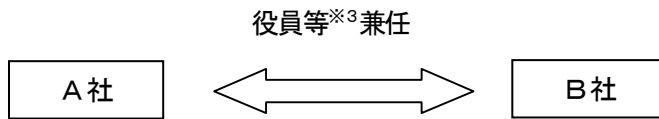


II 1の②に規定する「親会社を同じくする子会社同士の関係」とは、次のような場合をいいます。

B社の議決権総数の過半数を所有している会社とC社の議決権総数の過半数を所有している会社がいずれもA社である場合におけるB社とC社の関係 (B社及びC社は、同一の競争に参加できません。)



Ⅲ 2に規定する「人的関係」のある者とは、次のような場合をいいます。



※3 「役員等」とは次に掲げる者をいい、監査役、会計参与及び執行役員は、役員等に該当しません。

ア 会社の代表権を有する取締役（代表取締役）

イ 取締役（社外取締役を含み、委員会設置会社の取締役を除く。常勤又は非常勤を問わない。）

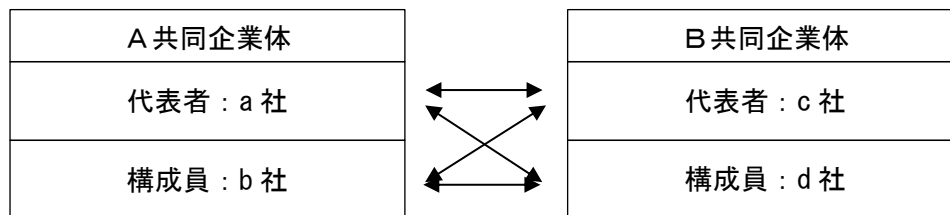
ウ 会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人

エ 委員会設置会社における執行役又は代表執行役

オ 一方が個人事業者である場合は、その個人事業主

Ⅳ 競争参加者が共同企業体である場合の適用

- (1) 矢印で結ばれた2社の間に、資本関係又は人的関係がある場合には、同一の競争への参加は認められません。



- (2) 矢印で結ばれた2社の間に、資本関係又は人的関係がある場合には、同一の競争への参加は制限されません。

